

瀬戸内市公告第 8 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づき、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 1 8 日

瀬戸内市長 黒石 健太郎

- 1 認可地縁団地の名称
箕輪自治会
- 2 区域
瀬戸内市邑久町箕輪 1 番地から 7 0 0 番地までの区域とする。ただし、2 7 番地、3 3 2 番地の 2、3 3 4 番地の 5 及び 3 6 5 番地を除く。
- 3 主たる事務所
岡山県瀬戸内市邑久町箕輪 9 8 番地 3
- 4 申請不動産に係る事項
土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	1 7 0 . 0 3 m ²	瀬戸内市邑久町箕輪 1 2 8 番 7

土地の表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏 名 又 は 名 称	住 所
久保田 好弘	瀬戸内市邑久町箕輪 1 2 6 番地
太田 小兵衛	瀬戸内市邑久町箕輪 5 5 7 番地

- 5 異議を述べることができる者の範囲
申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べることができる期間

令和7年9月18日から令和7年12月26日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

7 異議を述べる方法

地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第22条の3第2項
に規定する申出書及び関係書類を瀬戸内市長に提出すること。

※下記提出先に備え付けてあります。

8 異議申出書等提出先

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300-1 本庁2階

瀬戸内市役所 総務課 行政係 電話:0869-22-1112(直通)